

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員
4. 署 名 委 員
2 番 幡上 明文 委員 3 番 吉形 敦 委員
5. 議 事
議案第 39 号～43 号について
報告第 22 号～23 号について

○石原会長

議案第 39 号農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、6-65 友光委員説明願います。

○友光委員

土地の所在地	大内 大久保	237	登記地目	現況地目	共に畑	登記面積	572 m ²
譲受人	大内▲▲▲番地▲		●	●●	▲▲歳		
譲渡人	香登本▲▲▲番地		●●	●●	▲▲歳		
譲受理由	増反による						
譲渡理由	労力不足						
耕作面積	0 m ²						
家族数	2 人						

場所の説明させていただきます。地図を開いて頂いて 2 号線と赤穂線と山陽新幹線並行して走っている大内のバス停の南に 800m 程の所に位置します。山の麓になっております。地図を大きくしていただいたら赤いポツの所に農業用倉庫があります。その下側に黒い屋根があるんですけどこちらが譲受人の自宅になります。譲受人と譲渡人は親戚関係で今度購入される土地は譲受人が現在も管理されて農機具もトラクターや管理機も勿論持たれております。それからご自宅の東側に畑も持たれてありますし、南側にはお母さんの所有ではありますが休耕田になっていますが田んぼも所有されていて今回お歳が▲▲歳になるために定年退職をされて家庭菜園をこれからどんどんやっていこうという計画で譲り受けたような格好になっております。説明は以上で終わらせて頂きます

○石原会長

では、事務局調査書の方お願いします。

○事務局難波

議案第 39 号 受付番号 6-65 農地法第 3 条所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

受付番号 6-65 につきましてご意見ご質問あればちょうだいします。はい、高取委員。

○高取委員

意見とかではないんですけど、この様式の中の耕作面積言うのが今回全部空欄になってるんですけど書き忘れか、取り上げんようになったのか、教えてください。

○事務局難波

新規就農の場合はblankになっていたと記憶しておりますが、今回の6-65の増反によるというのは誤植でして、家庭菜園レベルで耕作されていたということですが、申請書には増反によるとそこに引っ張られてしまいました。従前の運用では新規就農と書くところでしたので、申し訳ございませんでした。

○石原会長

高取委員、今の返答でよろしいでしょうか。

○高取委員

今回の場合は6-65は空欄でいいんですね。

○事務局難波

そうですね。6-68につきましてはこちらは久米南町のほうから耕作面積証明書が出されておりますしてそこは入力するべきところだったのかなとそこも気を付けたいと思います。

○高取委員

はい、以上です。

○石原会長

ないようですので6-65についてご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね。許可といたします。

続きまして6-66に参ります。草加委員説明願います。

○草加委員

土地の所在地	西片上 恵下	422-1	登記地目原野現況地目畑	登記面積	421 m ²
	西片上 恵下	423-1	登記地目原野現況地目畑	登記面積	363 m ²
譲受人	西片上	▲▲▲▲番地	▲ ●●● ●●	▲▲歳	
譲渡人	香登本	▲▲▲番地	亡●● ●●	相続財産管理人	●● ●●
譲受理由	新規就農				
譲渡理由	贈与による				
耕作面積	0 m ²				
家族数	1人				

場所は地図をご覧ください。片上小学校の東側の山の手になります。赤いマークで1と2と書いてあります。現地は確認致しました。これは前にはジャガイモ等を野菜を作られていたということですが、それを継続したいということでございます。ジャガイモ、野菜等は手を入れれば出来るであろう

と判断が出来ました。住まいの 1188 番地の 1 の住宅も譲渡人より譲り受けております。農機具はリースでと考えております。地図の赤マークの下の方に行くと駐車場となっております。ここは墓地なんです。墓地を利用される方の駐車場ですが、かなり広い駐車場ですから、そういう所を利用されるのかなという想像でございます。以上で説明を終わります。ご審議の上ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○石原会長

では、事務局調査書の方をお願いします。

○事務局難波

議案第 39 号、受付番号 6-66 番、所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

それでは、6-66 についてご意見ご質問あればちょうだいします。これ航空写真を見ると木がうっそうとしてますね、この下に畑があるんですか。

○草加委員

現況は落葉してます。

○事務局難波

恵下墓地で環境課として行くことはあったんですが、ここは直ちに耕作が可能だったのと 4 年 5 年前ほどは畑として供されていると確認させてもらってます。

○石原会長

分かりました。他にありますか。なさそうですので、6-66 許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね。許可といたします。

続きまして 6-67 に参ります。松本委員説明願います

○松本委員

6-67 について説明させていただきます。

土地の所在地 閑谷 後口田 520-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 328 m²

譲受人 閑谷▲▲▲番地▲ ●● ● ▲▲歳

譲渡人 岡山市南区迫川▲▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 新規就農

譲渡理由 贈与による

耕作面積 328 m²

家族数 2 人

場所ですが、地図を見ていただくと国道 2 号線の閑谷学校入り口から北へ約 2km、閑谷学校から南へ約 1.7 km 場所に位置します。譲受人、譲渡人の関係は兄と妹です。妹さんの方の譲渡人は迫川の方に家もありますし、家族もおります。よって現在名義人となっている所は管理するのも不便。なお、譲受人については土地のすぐ隣に家を建てております。よって管理するのも楽ということで双方が贈与ということで話をしました。譲受人については夫婦二人で管理機等を購入して家庭菜園としてやっていこうということで、土地を見てみますと綺麗に整理されて野菜等植えられておりました。譲受人も近所の皆さんに迷惑かけないように草だけは生やさないようにしようかなと言われていました。以上です。

○石原会長

では、事務局調査書の方お願いします。

○事務局難波

議案第 39 号、受付番号 6-67 所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。なお、本件につきましてはこの後登場します、8 ページ議案第 41 号で審議予定であります農地転用事業計画変更と関係しております。当該農地につきましては過去に住宅として転用の許可を受けておりましたが、その後未実施依然として農地台帳状では転用記録が残ること、課税が介在田となるところから承認いただく予定となっております。農地の事前調査につきましては皆様に当日資料として農地の現況を配布済みであります。松本委員の説明とおり農地として供されておりまして野菜等も作付けされておりました。以上です。ご確認よろしくお願い致します。

○石原会長

6-67 につきましてご意見ご質問あればちょうだいします。これは事務局さん、介在田から農地利用にまたなるんでしょうか。どういった種類の農地になるんですか。

○事務局難波

8 ページをご覧ください。こちら平成 10 年頃に一般住宅 1 棟ということで転用が出ておりまして変更後につきましては畑として、今現在も畑として利用されておりますので畑として供されます。農地区分は 2 種です。

○石原会長

その他ございませんか。じゃあなさそうですので 6-67 につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね。許可といたします。

○石原会長

続きまして 6-68 今協委員お願いします。

○今脇委員

土地の所在地	佐山 中宮前	610-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,110 m ²
	佐山 野田尾	697	登記地目現況地目共に田	登記面積	784 m ²
	佐山 坂尻	1232	登記地目現況地目共に田	登記面積	3,170 m ²
	佐山 上浦	1412-1	登記地目現況地目共に畑	登記面積	380 m ²
	佐山 上浦岩下	1448	登記地目現況地目共に畑	登記面積	308 m ²
	佐山 胡麻畑	1461	登記地目現況地目共に田	登記面積	805 m ²
	佐山 光明寺	1494	登記地目現況地目共に畑	登記面積	52 m ²
	佐山 光明寺	1495-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	489 m ²
	佐山 光明寺	1496-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	173 m ²
譲受人	岡山県久米郡久米南町下二ヶ▲▲▲番地▲ ● ● ● ▲▲歳				
譲渡人	岡山市北区大内田▲▲番地▲ ● ● ● ▲▲歳				
譲受理由	増反による				
譲渡理由	売買				
耕作面積	0 m ²				
家族数	1 人				

丁度真ん中に備前牛窓線県道 39 号が通ってますが、その地図の黒く塗ってあるのがこれは佐山川なんです、それから一番左側の大きい青い印の所が佐山フルーツパークです。2 番目のポツの地図の所に自宅がありまして主要道の地図のところから大体 200m くらい入ったところに譲受人が買われた自宅がありましてそこから一番遠い水田がありますが、500m くらいです。この譲受人は久米南町で 3 年ほど農業をしておられて果樹がしたい、佐山でブドウを作りたいと仰って丁度この空き家バンクと土地のお話が進んで購入できたということです。農機具はトラクターとかコンバインとか軽四とかそういう風なものを持っておられて、ちょいちょい来られて畑なんかの雑木を切ったりとかはされています。以前作付けは借りて作っておられた方に 2、3 年は水田の方は作ってほしいということで田はすぐ作付けが出来る状態で続けて今の方が 2、3 年されるということです。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○石原会長

では、事務局調査書の方お願いします。

○事務局難波

議案第 39 号、受付番号 6-68 番、所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。先ほど高取委員のご指摘のように増反であり、久米南町農業委員会から耕作証明書が提出されており、3088 m²およそ 3 反所有ということになっております。以上です。

○石原会長

それでは、6-68 についてご意見ご質問あればちょうだいします。今脇さんにお聞きしたんですがまだこちらに移住はされていないんですね。

○今脇委員

時々来ておられるようですけど、ご本人には私はお会いしていません。

○石原会長

はい、農業は果樹志向ということですが、いつごろから苗木を植えられるということは。

○今脇委員

まだそれは聞いてないですけど。ただすぐ植わるような畑もあります。

○石原会長

はい、分かりました。他に何かございませんか。

なさそうですので、6-68 許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね。許可といたします。

続きまして 6-69 に参ります。兼光委員説明願います。

○兼光委員

土地の所在地	吉永町福満	塚ノ元	329	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,015 m ²
	吉永町福満	塚ノ元	330	登記地目現況地目共に田	登記面積	746 m ²
	吉永町福満	塚ノ元	363	登記地目現況地目共に畑	登記面積	59 m ²
	吉永町福満	新田東	396	登記地目現況地目共に田	登記面積	229 m ²
譲受人	大阪府枚方市楠葉丘▲丁目▲▲番▲▲号			●● ●●	▲▲歳	
譲渡人	大阪府藤井寺市御舟町▲番▲▲号			●● ●●	▲▲歳	
譲受理由	新規就農					
譲渡理由	耕作不便					
耕作面積	0 m ²					
家族数	3 人					

譲渡人のお父様が 2 年前に亡くなり、吉永にある実家建物を相続されました。譲受人とは知人関係にありまして土地、建物の売買契約の話が進み今回の許可申請となっております。

場所ですが、地図をご覧ください。JR の山陽本線から南の方へ 250m ぐらい行った所に黒塗りの所が住宅になります。農地について住宅から徒歩で 3、4 分の所にあります。農地の現状ですが、近所の方が譲り渡し地に所有のトラクターを使って農地を管理されていまして畦周りを整備すればお米作りが可能な状態になっています。譲受人は新規就農であります。建物内にある全ての農器具も譲り受けておりますので内容的には軽トラック、トラクター、田植え機、コンバイン、運搬車、草刈機等農作業に必要な道具は全てそろっております。農機具の状態なんです。トラクターは近所の方が管理をされていまして稼働は可能です。その他の農機具につきましてはお父様が亡くなる 3 年ほど前から離農されておりましたのでその他の農機具については稼働されていませんが、保管状態はいいみたいです。ですから整備をすれば動く可能性があります。

譲受人ですが、63 歳で退職されてこの売買契約終了後 4 月には転入されるように聞いております。農地の周辺にも近所の方が野菜作りをされてますので、新しく来られましても農作業の参考には十分なると思いますので新規就農で都会の人ではありますが、農作業はしてくれるように感じ取っています。以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

○石原会長

では、事務局調査書の方をお願いします。

○事務局難波

議案第 39 号、受付番号 6-69 番、所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

それでは、6-69 についてご意見ご質問あればちょうだいします。

なさそうですので、6-69 許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね。許可といたします。

続きまして 6-70 に参ります。頓宮委員説明願います。

○頓宮委員

土地の所在地	吉永町三股	河原畑	127-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	747 m ²
	吉永町三股	河原畑	128-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	450 m ²
	吉永町三股	河原畑	133	登記地目現況地目共に田	登記面積	638 m ²
	吉永町三股	河原畑	134	登記地目現況地目共に田	登記面積	297 m ²
	吉永町三股	流戸	143-2	登記地目現況地目共に田	登記面積	317 m ²
	吉永町三股	流戸	144	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,049 m ²
	吉永町三股	流戸	147-2	登記地目現況地目共に畑	登記面積	479 m ²
	吉永町三股	西ど川	149-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	222 m ²
	吉永町三股	センコウ	151	登記地目現況地目共に畑	登記面積	34 m ²
	吉永町三股	せんごう	152	登記地目現況地目共に畑	登記面積	215 m ²
	吉永町三股	流戸	175	登記地目現況地目共に田	登記面積	633 m ²
譲受人	和気郡和気町矢田▲▲▲番地▲			●●	●●	▲▲歳
譲渡人	吉永町三股▲▲▲番地			●●	●●●	▲▲歳
譲受理由	増反による					
譲渡理由	労力不足					
耕作面積	0 m ²					
家族数	1 人					

譲受人は現在は佐伯町矢田の方で借りた畑でふどうなど栽培しております。譲渡人は現在施設の方へ入所されていて現在土地の方の管理はご本人さんがされていません。長男、次男さんは東京、和気の方に住まいを構えて出られています。ご長男さんの方がメインで周りの草の方を管理をされるとかいうことをされていました。東京に住まれているということでこの案件をどうにかいい方向に進めて行きたいという要望を聞いております。譲受人はこの土地でぶどう、栗、野菜等を生産してメインとしてそれで生計を立てると目指しているのではなく、無農薬を目指し、低農薬で付加価値を付けた生

産物を販売出来たらいいかなと仰っておられました。メインとしては当初今付けている佐伯の方のミカン、スダチ、ブドウを移植して、まず丹念としてはそれで収穫をしていくと、後ぶどうと栗を新植するということを計画されているということです。土地の所在地については地図を見ていただけたらと思います。吉永中学校の下の方にあって吉永総合支所の西になります。赤いマークの付いた所のすぐ北側にある家を中心に田んぼが点在しています。作業については便のいい格好になっています。持ち主さんが持っておられる管理機、草刈機等で保全をしていくと、必要に応じてまた農機具を購入すると考えておられます。説明は以上です。審議の方よろしくをお願いします。

○石原会長

では、事務局調査書の方をお願いします。

○事務局難波

議案第 39 号、受付番号 6-70 番、所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。なお、本件につきましては営農計画書と本人の営農計画申し出書及び住宅の周辺にある農地の作付け計画図をクリップ付けで当日資料の方に付けています。このクリップ付け物は新規就農の方に出していただく営農計画書、ページめくってもらって相手の方からの理由書がありまして、どういう風に付けていくのかということと 3 ページ目、4 ページ目に作られております。本件につきましては顧問委員から説明のあったとおり、家庭菜園レベルで農業を行っている。そして今回農地付き物件の取得に伴い 3 条申請を行うことになりました。面積が 5 反程度ということで新規就農になってきます。効率的利用の観点から従前から行政書士とやりとりを行ってききましたが、本件は全て果樹、及び野菜で就農予定ということで計画を出されました。従前は●●●さん、●●●さんと大作の方が小作をしておりましたが、本件では解約をし、自己耕作のための取得で申請をされております。所有されている機械は運搬機、草刈機、管理機の 3 点になっております。面積が今回大きいため機械等の所有状況から小作がついている圃場はそのままいくご案内も事務局から行いましたが、本件は一体取得にて申請を行われるということです。以上が本件の計画となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○石原会長

それでは、6-70 について営農計画書もお読みになったと思いますけど、これを踏まえてご意見ご質問あればちょうだいします。

事務局さん、この軸足を果樹野菜栽培に置いてないんだということは譲受人は何か本業がございしますか。

○事務局難波

事務局が把握しているのは他に何か職業を持たれているというのは伝わっておりません。農地法 3 条の申請によると職業は農業ということで提出されております。

○石原会長

はい、分かりました。蓄えがあるんですね、道楽農業という皆さんが一番望んでおられる理想の農業です。他にありませんか。なさそうですので、6-70 許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね。許可といたします。

続きまして議案第 40 号農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について 6-26 山本委員説明願います。

○山本委員

土地の所在地	伊部 1806-3 登記地目田現況地目畑	登記面積	463 m ²
譲受人	香登西▲▲▲番地▲	●● ●●	▲▲歳
譲渡人	大阪市阿倍野区三明町▲丁目▲▲番▲▲号	●● ●●	▲▲歳
転用目的	露天駐車場		
施設概要	駐車場 463 m ²		
農地区分	3 種		

地図をご覧ください。備前中学校西交差点を西へ 150m 程行った所です。認定こども園の西上になります。周りは家ばかりでここは登記上畑になってますけど何もされてません。以上です。よろしく願いいたします。

○石原会長

はい、では事務局の方から補足説明願います。

○事務局難波

議案第 40 号 受付番号 6-26 、5 条農地転用です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第 3 種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど山本委員からご説明のあったとおり、申請人の露天駐車場ということですので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金約▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は露天駐車場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

本件は共同で外国人労働者が住居するためのものであり、駐車場区画が多くいるとのことでありました。図面につきましては当日資料の 7 ページをご覧ください。旗竿地のような形になっていましてその横に住宅がついています。駐車区画は 10 台です。

当初は違反転用者が申請を行っていましたが、現在指導中の方であることで審査が難しいと説明したところ、その関係の方で申請が出されたところでありました。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、6-26 についてご意見ご質問あればちょうだいします。●●さんはどこの籍の方ですか。

○事務局難波

3条申請では国籍を出すんですが、本件では備前市在住ということで国籍欄は省略しております。

○石原会長

はい、3条の場合はそうですね。新聞に載っていました。他にありませんか。じゃあなさそうですね。6-26 ご判断願います。6-26 許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね。許可といたします。6-27 に参ります。頓宮委員説明願います。

○頓宮委員

土地の所在地	吉永町吉永中 十五 462-1	登記地目	現況地目	共に田	登記面積	1,283 m ²
譲受人	東片上▲▲▲番地	●●●●				
譲渡人	吉永町吉永中▲▲▲番地	●●●●	●●●●	▲▲歳 (1/2)		
	京都市左京区一乗寺稲荷町▲番地▲	●●●●	●●●●	▲▲歳 (1/2)		
転用目的	露天駐車場					
施設概要	駐車場 1,283 m ²					
農地区分	3 種					

土地の所在地	吉永町吉永中 十五 463-1	登記地目	現況地目	共に田	登記面積	843 m ²
譲受人	東片上▲▲▲番地	●●●●	●●●●			
譲渡人	吉永町吉永中▲▲▲番地	●●●●	●●●●	▲▲歳		
転用目的	露天駐車場					
施設概要	駐車場 843 m ²					
農地区分	3 種					

備前市の吉永病院、総合保健施設の駐車場が手狭ということでこちらの申請をされたようです。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、では事務局の方から補足説明をお願いします。

○事務局難波

議案第 40 号 受付番号 6-27 、5 条農地転用です。

まず農地区分につきましては、駅から 300m 以内にありますので 3 種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど頓宮委員からご説明のあったとおり、申請人の露天駐車場病院患者用ということでありますので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金約▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件露天駐車場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

なお、本件につきましては 1000 m²を超えますので開発の対象となります。開発申請に関しましては 6 月を提出予定ということで担当である吉永総合支所から伝わっております。許可につきましては開発同時が求められておりますので本件の議決結果を受けて許可日は同日となりますことを申し添えます。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、6-27 についてご意見ご質問あればちょうだいします。特にありませんか。なさそうです。のでご判断願います。6-27 について許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね。許可といたします。

では先程も触れました 8 ページ議案第 41 号農地転用計画変更申請承認について 6-2 松本委員願います。

○事務局難波

これは事務局から説明させていただきます。

6-2 について説明させていただきます。

土地の所在地	閑谷 後口田	520-1	登記地目	田	現況地目	介在田	登記面積	328 m ²
農地区分	2 種							
変更前の事業計画	従った実施状況 未実施							
申請人	岡山市南区迫川▲▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳							
当初事業計画	一般住宅 1 棟							
変更後事業計画	畑							

本件は、平成 10 年 7 月に許可を受けた一般住宅 1 棟建設の農地転用について、事業が未実施であるため、現況の畑に転用の許可を受けるものです。

先に審議した 3 条申請の内容と対となるものです。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○石原会長

はい、事務局が説明したこの議案について許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

続きまして 9 ページ農地利用集積計画を定めることについて市長より諮問されております。13 ページまであります。何かありましたら仰って頂けますでしょうか。

ご承認いただけますでしょうか。

(はい)

はい、では中間管理機構がかんでいます議案第 43 号に参ります。こちら市長から諮問を受けて

おります。15 ページです。ご承認頂けますでしょうか。

(はい)

続きまして、報告案件 22 号、相続の案件が出ております。あっせん希望があったのは伊里の徳当の案件ですね。担当の委員さん、言葉添えていただけますか。

○大饗委員

6-64 ですかね。私としては特にはないです。

○石原会長

あっせんを受けたらそれを受けるのが可能な農地なんですか。

○大饗委員

伊里中の方はちょっと確認してないです。皆荒れたところですけど。

○石原会長

友延の農地は 5 畝ほど、6 畝ほどありますね。

○大饗委員

そうですね、6 畝ほどですね。田んぼは。あの辺りは特に荒れたところはないと思います。

○石原会長

はい、では相談があれば対応してあげて下さい。

続きまして 18 条合意解約が出ております。

以上であります。ご協力ありがとうございました。

6. 閉 会

7. そ の 他

- ・次回、農業委員会総会の開催について
- ・農地集約化促進簡易整備事業について(周知依頼)

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 2 番 幡上 明文 委員

備前市農業委員会委員 3 番 吉形 敦 委員